

有効期間満了日 令和8年3月31日

熊捜一第135号

令和2年4月3日

身元が明らかであるが引取人のいない死体を市町村長に引き渡す際に交付する書類
について（通達）

身元が明らかになっているが、引取人となる遺族等が存在せず若しくは所在が明らかでないため又は遺族等が引取りを拒否したため引取人のいない死体（以下「本件死体」という。）については、「身元が明らかであるが引取人のいない死体を市町村長に引き渡す際に交付する書類について（通達）」（平成30年10月12日付け熊捜一第418号。以下「旧通達」という。）により適正に運用してきたところであるが、今後は、本通達により運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、本通達の発出をもって廃止する。

記

1 対応要領

本件死体の市町村長への引渡しに際しては、別記様式の「通知書」に「死体及び所持品引取書」の写しを添付して市町村長への死亡通知を行うこととする。

※ 別記様式（略）